

株式会社商工組合中央金庫が実施する 医療法人尚生会に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する医療法人尚生会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年12月25日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

医療法人尚生会に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が医療法人尚生会（「尚生会」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、尚生会の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、尚生会がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

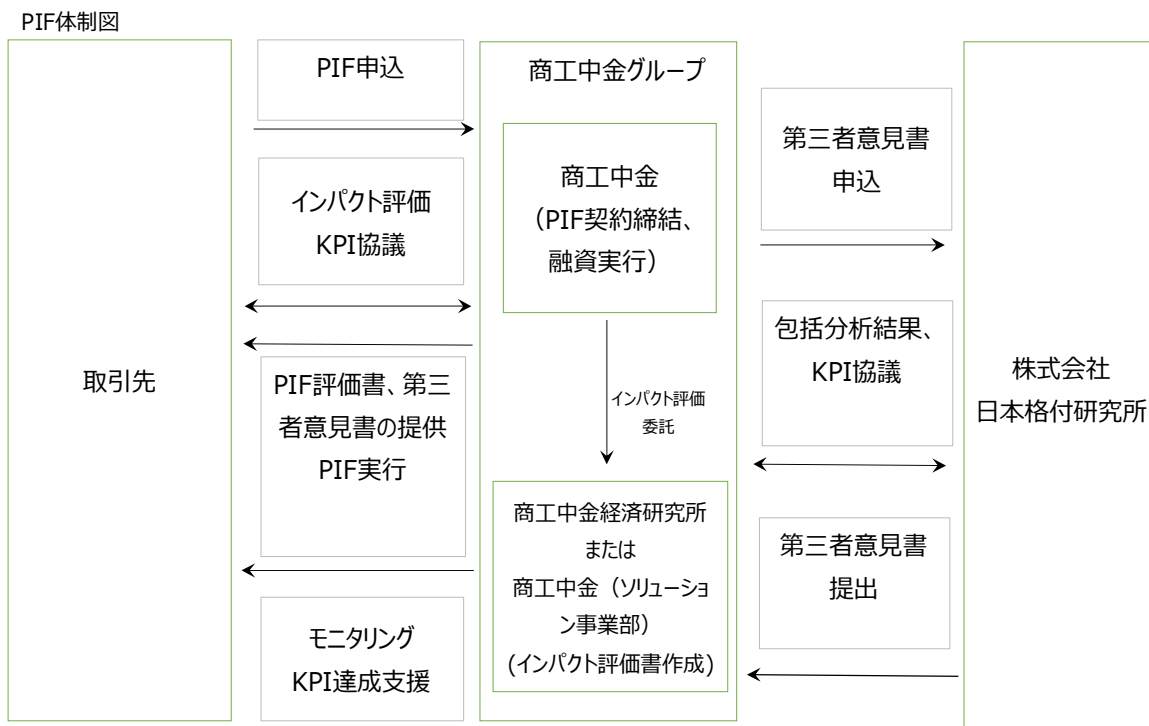
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である尚生会から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

村松 直樹

村松 直樹



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年12月25日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が医療法人尚生会（以下、尚生会）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、尚生会の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	医療法人尚生会
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年（最終期限 2028 年 8 月・更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 7 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	大阪府貝塚市海塚 2315-3
設立	1979 年 3 月 31 日
資本金	40,000,000 円
従業員数	94 名（2023 年 10 月現在）
事業内容	医療サービス（内科・外科・人工透析）
主要取引先	診療受診者

【業務内容】

1953年1月に開設した西出医院は、その後1962年6月に西出病院に改称したのち、当時、国内では珍しい人工透析治療を1970年8月に開始した。その後、2019年10月に西出病院と施設統合し、尚生会貝塚西出クリニック（有床診療所（19床））として新たにスタートした。従来の建物に新たに増築した新館へ西出病院の機能を引き継ぎ、入院ベッド、MRI装置、CT装置、消化管内視鏡検査室、エコー検査室等を備える。一般外来診療は、日曜日を除く毎日と20時まで受診が可能な夜診も実施するなど利便性が高い。（図表①参照）また、西出病院時代と同様に一般外来診療に加え血液透析^{※2}（通院・入院）も実施している。特に腎炎、糖尿病や高血圧による腎機能低下の抑制に治療、生活指導の両面にて取り組んでいる。また、腎機能低下から血液透析による治療を余儀なくされた場合においても、できるだけ安心して血液透析を受けることができる体制構築に努めている。このように、地域に密着した信頼される医療サービスの提供に取り組んでいる。

※2 機械に血液を通し、血液中の老廃物や不要な水分を除去し、血液をきれいにする方法。

<外来診療>

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前診(9:00～12:00)	○	○	○	○	○	○	
午後診(14:00～16:00)	○		○	○	○		
夜診(18:00～20:00)	○	○	○		○		

図表① 一般外来診療時間（出典：尚生会ホームページ）

【病棟】

本館・新館	階	特徴
本館	1階	受付、第1・2診察室、X線撮影室、薬局兼調剤室
	2階	第2血液透析室（10床）
	3階	第1血液透析室（37床、うちon-line HDF ^{※3} 13台）
新館	1階	第3・4診察室、MRI室、CT室、エコー室、内視鏡室、機能訓練回復室
	2階	病棟
	3階	第3血液透析室（8床）、手術室

図表② 病棟一覧（出典：尚生会ホームページ）

※3 血液浄化法の1つで小さな毒素を効率よく除去できる透析と大きな毒素を除去可能な過を組み合わせた血液浄化法で、透析液をそのまま補充液として使用する。

<本館透析室>



写真① 第1血液透析室 (尚生会提供)



写真② 第2血液透析室 (尚生会提供)

本館透析室は、本館3階に第1血液透析室(写真①参照)、本館2階に第2血液透析室(写真②参照)がある。各透析室では、通常の血液透析の他に on-line HDF、IHDF^{※4}も行っている。また、本館では、病状が重い患者や入院が必要な患者に対して、隣接する新館や近隣の総合病院との連携を行っている。このように、患者にとって最適で安全、安心な透析医療を提供している。

※4 透析膜を介してろ過・補充を断続的に行う透析療法で、従来の血液透析と比較して、末梢循環が改善され、除水に伴う循環血漿量減少による血圧低下を予防することが期待されている。

<新館透析室、手術室>



写真③ 第3血液透析室 (尚生会提供)



写真④ 手術室 (尚生会提供)

新館透析室は、新館3階に第3透析室(写真③参照)があり、入院患者を中心に血液透析、off-line HDF^{※5}、アフエーシス治療^{※6}を行っている。1床に対し、規定以上に広く十分な医療区域を確保し、患者ひとりひとりに細やかな対処を可能としている。本館と連携を取りながら高齢者や重症患者にも質の高い透析医療を提供している。また、新館3階の手術室では主に、バスキュラーアクセス^{※7}の作製手術や狭窄・閉塞時のシャント PTA(経皮的血管形成術)^{※8}を行っている。その他、手根管症候群^{※9}やばね指^{※10}の手術にも対応するなど安全に透析治療を受けるための総合的な医療を提供している。

※5 on-line HDF に対して off-line HDF では、瓶や補液バックに入った薬剤を補充液として使用する。

- ※6 体内より血液を取り出して、血漿分離器により血球成分と血漿成分に分けた後、血漿成分分離器により血漿成分をさらに分け、病気の原因となるものは破壊し、たんぱくなどの必要なものは体内に戻す治療法。
- ※7 血液透析を行う患者のアクセスルート、血液を人体から脱血したり返血したりするための人体側の出入り口。
- ※8 狭くなった四肢の血管に風船付きカテーテルを入れ血管を拡げる手術。
- ※9 正中神経（手の動きにかかわる神経）が手首の靭帯によって圧迫され発生する手指のしびれと親指等の運動障害を伴う疾患。
- ※10 指の付け根の炎症により指の機能障害に加え指の付け根に痛み、腫れ、熱感を伴う疾患。

<本館休憩室、更衣室・個人ロッカー>



写真⑤ 本館休憩室（尚生会提供）



写真⑥ 本館更衣室・個人ロッカー（尚生会提供）

透析前や透析後に休憩可能なスペースを本館に設置している。また、更衣室には、鍵付き個人ロッカーも設置しており患者が安心して透析治療を受けられる環境を整備している。

【主要設備】



写真⑦ 1.5 テスラ MRI（尚生会提供）



写真⑧ マルチスライス CT（尚生会提供）



写真⑨ 一般撮影 (尚生会提供)



写真⑩ 超音波検査 (尚生会提供)

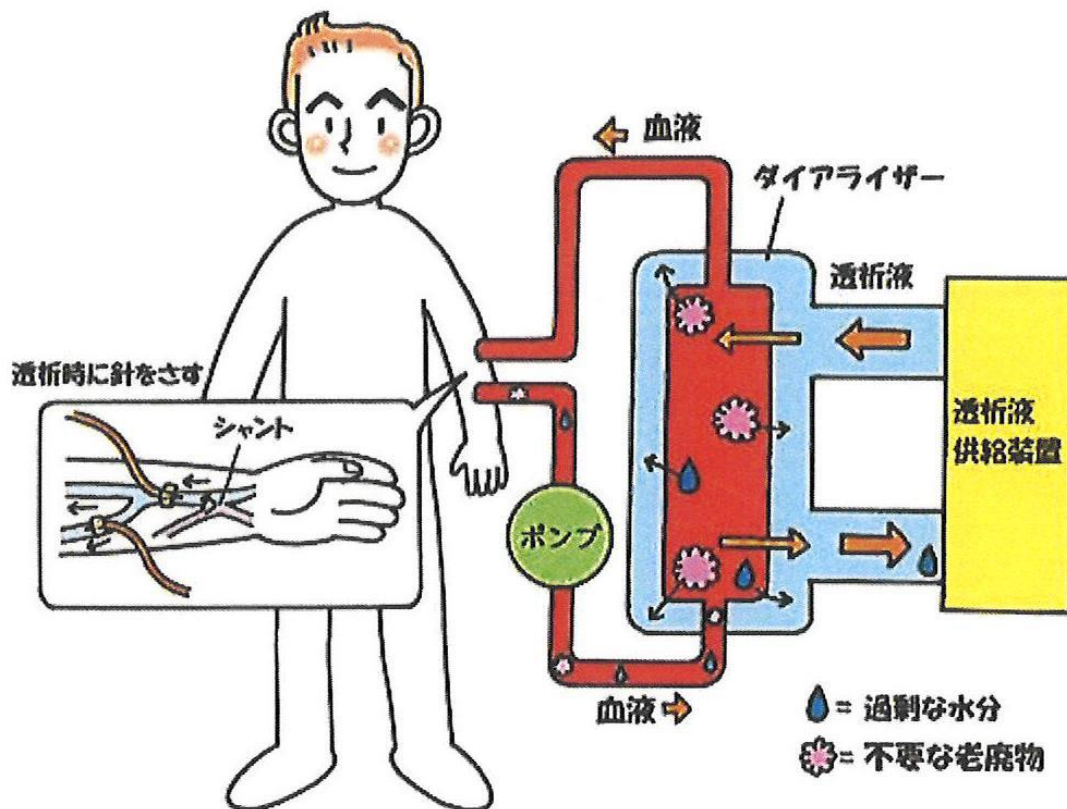


写真⑪ 消化管内視鏡検査 (尚生会提供)

【血液透析の仕組み】

血液透析とは、血液を体内から外部へ出して機械を通して血液をきれいにし、再び体内に循環させる。このため、1分間に約200mlの血液を取り出す必要があり、これを長時間持続させるため普通の血管では血液流量を確保できない。このため、一般的に利き腕の反対の腕でなるべく前腕の手首に近い部位、または親指の付け根に血液の出入口にシャント^{※11}を作成する必要がある。そして、シャント部分に脱血用と返血用の針を刺す。その後、最初は低い血液流量で設定された血液ポンプが働き始めると、動脈側の窄刺針から対外へ血液が引き出される。その後、個々の患者で設定された血液流量まで徐々に上げていく。体外へ引き出された血液は、血液ポンプを経てダイアライザーと呼ばれる、いわゆる人工腎臓に送られます。ダイアライザーの中で余分な老廃物と水分が除去され、きれいになった血液は静脈側の針から体内に戻る。この循環を各患者で設定された透析時間の間続け、予定した水分量が体内から引き出されたところで透析が終了する。

※11 静脈を動脈に縫い合わせてつなぐことにより、動脈血を直接静脈に流す施術。



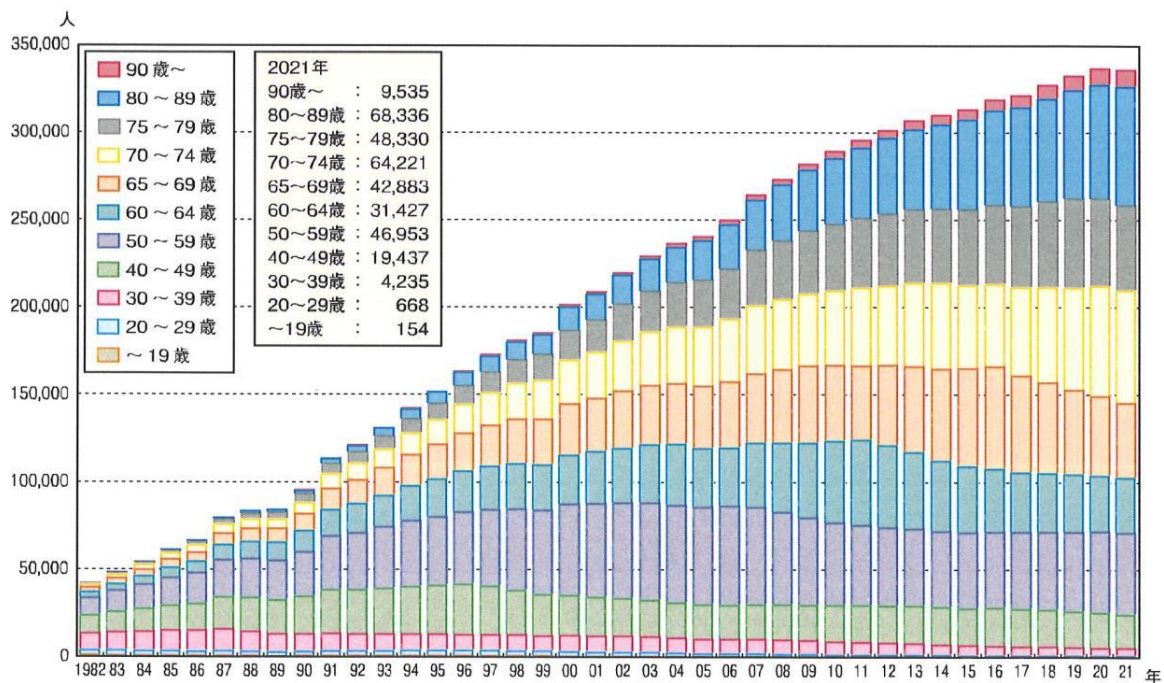
図表③ 血液透析のイメージ図（出典：一般社団法人 全国腎臓病協議会）

【沿革】

1953年1月	西出医院開設
1962年6月	西出病院に改称
1970年8月	人工透析治療開始
1979年3月	医療法人尚生会設立
1979年12月	医療法人尚生会 西出病院増築（病床34床）
1999年9月	医療法人尚生会 貝塚西出クリニック 開設
2019年10月	医療法人尚生会 貝塚西出クリニック新館増築、無床診療所から有床診療所へ（西出病院閉院となり、19床を病床移管）

2.2 業界動向

■ 慢性透析患者の動態



図表④ 慢性透析患者・年齢分布の推移（出典：一般社団法人 日本透析医学会）

慢性透析患者数は年々増加傾向にあり、2021年度には349,700人と2011年度の304,856人に比べ44,844人増加となった。また、年齢別では2021年度においては70歳以上の患者が190,422人と全体の54.5%と過半数を超えている。2011年度では42.3%であったのと比べると慢性患者数の増加に加え、患者の高齢化も課題となっており、透析医療機関は今後ますます高齢患者への対応が求められる。尚生会貝塚西出クリニックでは、高齢患者の透析治療を可能とする入院や送迎サービスなど従前より高齢者患者に対しても質の高い医療を提供している。

2.3 企業理念、経営方針等

【理念】

クリニックの理念
心のこもった安全な医療を目指します。

【基本方針】

クリニックの基本方針
<ol style="list-style-type: none"> 1.地域の医療機関や施設と連携し、地域医療に貢献します。 2.患者様の尊厳とプライバシーを尊重し、適切な医療を提供します。 3.医療安全対策に職員全体が取り組みます。



写真⑫ 本館外観（尚生会提供）

2.4 事業活動

尚生会は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

● 廃棄物の適正な処理への取り組み

医療廃棄物の適正処理については、一般廃棄物、非感染性廃棄物及び感染性廃棄物がある。非感染性産業廃棄物はもちろんのこと、生ごみや紙くずなどの一般廃棄物においても産業廃棄物収集運搬業者へ委託している。また、感染性廃棄物については、密閉容器に内容物を明記して保管した上で資格を有する特別管理廃棄物収集運搬業者へ委託するなど徹底した廃棄物処理を行っている。加えて、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催している。委員会では、医療廃棄物の適正な処理への取り組み状況について有効事例や不適切な処理がないか等について確認や意見交換を行っている。

● 廃棄物削減への取り組み

入院患者並びに職員向け給食の提供を行っている中、フードロス削減に積極的に取り組んでいる。具体的には入院患者、職員への給食の要不要にかかる事前確認の徹底により廃棄食材の発生をできる限り抑制している。引き続き事前確認の徹底を実施するとともに、今後は、給食の無断キャンセルが続く職員に対しては個別に指導を行う。また、食材の消費期限管理の徹底に加え、盛り付けの細分化並びにメニューの工夫などによる食べ残しの削減などにも注力することでフードロス削減に向け、継続的かつ積極的に取り組んでいく。加えて、ゴミ分別の徹底（資源ごみ分別）による最終的な廃棄物の排出削減に向けた取り組みも継続して行っていく。

また、電子カルテの導入、案内文書や同意書の電子化によるペーパーレス化推進についても取り組んでいく予定である。

● 温室効果ガス削減への取り組み

温室効果ガス削減への取り組みとして、照明にLEDを導入している。新館は全ての照明にLEDを導入済みで、本館についても交換時には原則LEDを導入している。また、エアコンに関しては、リモコンに適正な設定温度を記載するなど省エネルギーによる環境負荷低減に取り組んでいる。

【社会面】

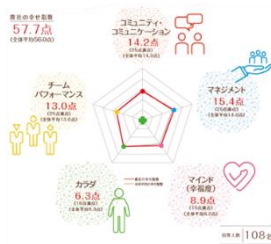
■ 雇用、職場環境への取り組み

● 医療安全管理への取り組み

適切な安全管理の実施に積極的に取り組んでいる。具体的には、医療法を遵守した医療事故の報告や調査、医療安全方針策定研修等を継続的に実施している。また、医療安全管理委員会の設置、運営も適切に行っている。毎月の委員会においては、医療事故発生につながる可能性のある事象の共有やそれらの再発防止の策定などによる医療事故の防止に取り組んでいる。

●働きがいのある職場環境整備への取り組み

法人の発展と職員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ^{※12}」に取り組む予定である。具体的な取り組みとして、「働き甲斐のある職場環境整備（高齢者雇用、ダイバーシティ、人材育成、柔軟な勤務シフト体制の構築等への継続的な取り組み）」の継続的な実施により同サーベイにおけるポイントの向上を目指す。



※12 従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

図表⑤ 幸せデザインサーベイイメージ図（出典：商工中金）

●ダイバーシティの推進への取り組み

女性が働きやすい職場環境への取り組みとして育児休暇制度を導入している。また、勤務時間帯については育児や介護に加え体調面等の個々の事情を考慮し柔軟な勤務シフト体制を認めており、女性が働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる（2012年度から2022年度における育児休暇取得実績：累計20人）。

また、高齢者雇用については、定年は60歳としているが、希望者には65歳まで継続して勤務が可能である。また、65歳超の雇用継続希望者にも継続雇用を可能とするなど意欲と能力に応じて、年齢にかかわらず働き続けることができる労働環境を構築している（2023年10月現在における60歳超の職員16名、内65歳超14名）。

●人材育成への取り組み

人材育成については、業務上必要な資格取得についての支援を実施している。具体的には、資格取得にかかる受験料、通信教育費用等の費用につき全額費用負担を実施しており、従業員の経済的負担を軽減することで資格取得を促し従業員のレベルアップに取り組んでいる。

<2012年度から2022年度における資格取得及び外部研修受講実績>

透析技術認定士1名、透析液安全管理責任者1名、透析液水質確保に関する研修2名、医療機器安全管理責任者1名、臨床工学技士の業務範囲追加に伴う研修2名、院内感染対策講習（厚生労働省）3名

●安全な職場環境整備への取り組み

安全な職場環境整備への取り組みとして衛生委員会にて労災災害発生防止への取り組みを実施している。具体的には、毎月開催される衛生委員会にて労働災害の発生状況や発生原因、また、発生につながる可能性のある事象について情報共有を行い再発防止に取り組んでいる（2019年度以降労働災害発生件数：0件）。

●従業員の健康維持への取り組み

従業員の健康維持への取り組みとして、有給休暇取得推進、時間外勤務削減に積極的に取り組んでいる。また、健康診断、予防接種、感染予防対策等の実施や産業医による個人面談（健康相談）、ストレスチェックの実施などにも取り組んでいる。

看護部門においては、十分な人員体制を構築しており時間外勤務はほとんどない。また、有給休暇取得についても休暇取得しやすい環境づくりに取り組んでいる。血液透析の患者は年末年始、大型連休等関係なく治療を必要とする。そのため、一般的に血液透析患者に対応する看護師は長期休暇の取得が難しい環境にあるが、あらかじめ看護師一人一人の長期休暇を組み込んだ年間の有給休暇取得計画を作成して情報を共有することで医療サービス提供に支障が出ないよう綿密な業務計画策定している。今後は、事務部門においても看護部門同様に有給休暇取得計画作成の導入や業務改革（WEB予約、来院管理等のシステム化等）による事務効率向上等により有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組んでいく予定である。

<2022年度各部門における有給休暇平均取得日数及び平均時間外労働時間>

有給休暇平均取得日数：医師部門 5 日、看護部門 19 日、事務部門 11 日

平均時間外労働時間：医師部門 11 時間、看護部門 2 時間、事務部門 4 時間

【社会面】【経済面】

■ 安全で継続的な医療サービスの提供への取り組み

●地域に根差した質の高い医療サービスの提供への取り組み

利用者がもとめる医療サービスを安全に提供している。主要な医療サービスである血液透析は1回の治療に4時間前後を週3回要することから患者の精神的、身体的な負担は大きくきめ細やかな医療サービスの提供が求められる。大阪府貝塚市における唯一の血液透析の医療サービスを提供する医療機関として地域医療に貢献している。また、内科、外科の診療科も有し合併症に対する診療にも注力するなど総合的な医療サービスを提供している。また、運転免許証の返納や家庭の事情で通院が困難な患者については、一定の条件を充たせば自宅からの送迎サービスを行っている。また、前述の通り透析患者は精神的にも身体的にも負担が大きく、それらの負担をできるだけ軽減するため患者とのコミュニケーションを大切にするなど心のこもった対応を心掛けている。加えて、透析前や透析後に休息できるスペースや更衣室には鍵付き個人ロッカーを設置するなど安心して快適な空間づくりにも取り組んでいる。今後は、医療事務の効率化による患者の待ち時間の短縮（受付、会計等）などによる医療サービスの向上にも取り組んでいく予定である。

●地域医療連携強化への取り組み

地域医療連携^{※13}についてはこれまでも地元の市民病院を中心に紹介、逆紹介、転院等の連携体制を構築してきたが、今後はさらに連携を強化していくため、これまで連携実績のない他の地域医療機関とも積極的に医療連携体制の構築を図っていく。また、医療面における連携にとどまらず、患者の搬送や駐車場の相互利用等などについても連携を強化し、患者やその家族にとって総合的で切れ目のな

い医療サービスの提供を目指していく予定である。

※13 地域の中で個々に役割・機能をもった医療機関が連携する取り組みで、患者の急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、切れ目のない医療をうけることができるネットワーク。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	病院事業
ポジティブ・インパクト	保健・衛生、雇用
ネガティブ・インパクト	雇用、気候、廃棄物、包摂的で健全な経済

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
保健・衛生、経済収束	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域に根差した質の高い医療サービスの提供への取り組み ➢ 地域医療機関との連携強化への取り組み
教育、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材育成への取り組み
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 働きがいのある職場環境整備への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ダイバーシティの推進への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）



インパクト	取組内容
廃棄物	➤ 廃棄物削減への取り組み
保健・衛生	➤ 医療安全管理への取り組み
保健・衛生、雇用	➤ 安全な職場環境整備への取り組み ➤ 従業員の健康維持への取り組み
気候	➤ 温室効果ガス削減への取り組み
廃棄物	➤ 廃棄物の適正な処理への取り組み

なお、UNEP FI のインパクト分析で発出された「包摂的で健全な経済」については、ネガティブな影響を及ぼす企業活動を行っていないことから「包摂的で健全な経済」はネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定していない。



4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

尚生会は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。




【ポジティブ・インパクト】


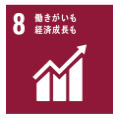
特定したインパクト	保健・衛生、経済収束	
取組内容（インパクト内容）	地域に根差した質の高い医療サービス提供への取り組み 地域医療機関との連携強化への取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い医療サービスの提供が評価されることにより受診者数の増加を図る。融資期間中（2028 年度まで）に受診者数を2022 年度比 7%増加させる。 ■ 2022 年度受診者数：38,235 人 	
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 従来より実施している送迎サービスや患者とのコミュニケーション強化に加え医療事務効率化や地域医療機関との連携強化によりより質の高い医療サービスを提供する。	
貢献する SDGs ターゲット	3.8	<p>全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。</p> 
	9.1	<p>全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> 

特定したインパクト	雇用
取組内容（インパクト内容）	働きがいのある職場環境整備への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023 年度中に幸せデザインサーベイを実施する。 ● 融資期間中（2028 年度まで）に幸せ指数のポイントアップを目指す。（2023 年度実施比 3 点アップ）
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 働きがいのある職場環境整備（高齢者雇用、ダイバーシティ、人材育成、柔軟な勤務シフト体制の構築等）の継続的な取り組みによりポイントアップを目指す。

貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	廃棄物削減への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中（2028 年度まで）に年度間の食材廃棄物を 2022 年度比 5%削減する。 ■ 2022 年度食材廃棄量 0.96 t 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 給食の無断キャンセルが続く職員に対しては個別に指導を行う。 ➢ 食材の消費期限管理を徹底する。 ➢ 盛り付けの細分化並びにメニューの工夫などによる食べ残しの削減につなげる。 		
貢献する SDGs ターゲット	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	
	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

特定したインパクト	保健・衛生、雇用		
取組内容（インパクト内容）	従業員の健康維持への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中（2028年度まで）に事務部門における年間有給休暇取得日数を5日増加させる。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2022年度事務部門有給休暇取得日数 11日 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有給休暇取得計画作成の導入による計画的な有給休暇取得環境整備に取り組む。 ➢ 業務改革（WEB予約、来院管理等のシステム化）による事務効率向上への取り組みにより有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組む。 		
貢献するSDGsターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

ポジティブ・インパクトとして特定した「教育」「雇用」「包摂的で健全な経済」のうち人材育成、高齢者雇用並びにダイバーシティの推進への取り組み、ネガティブ・インパクトとして特定した「保健・衛生」「雇用」のうち医療安全管理並びに安全な職場環境整備への取り組み、「気候」の取り組みについては、医療法を遵守した研修や安全委員会の継続的な運営、LED導入やエアコンの適正温度維持などの省エネルギーによる温室効果ガス削減に継続的に取り組んでおり、KPIは設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

尚生会では、本ファイナンスに取り組むにあたり、西出理事長を最高責任者、山田事務長を事務局として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、西出理事長を最高責任者、山田事務長を事務局として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	理事長 西出 孝啓
(事務局)	事務長 山田 光広

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、尚生会と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、尚生会と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。尚生会は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 古川 雅也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190